

2025年度奥羽大学歯学部同窓会 学術奨励賞のお知らせ

奥羽大学歯学部同窓会学術部

平成19年度から奥羽大学歯学部同窓会 学術奨励賞が設けられました。この賞は同窓会員の研究活動を奨励することを目的としたもので、受賞者には記念楯と研究奨励金が授与されます。

このたび、この学術奨励賞を研究部門と臨床部門の二つに分け、研究部門は『学術研究奨励賞』とし、臨床部門では広く臨床において活躍されている同窓生を対象に『臨床奨励賞』を新たに設けることといたしました。

『臨床奨励賞』は各種歯科雑誌への発表や、講演活動、地域スタディーグループなどでの活躍の功績を認めて表彰するものであります。

どちらの賞も同窓会員であればどなたでも応募できます。奥羽大学以外の教員や大学院の方でも応募可能です。もちろん、開業されている方でも勤務医の方でも全く問題ありません。年齢制限もございませんので、自薦、他薦を問わず、一人でも多くの方が応募されることを願っております。

受賞された方には同窓会誌にも登場願う予定です。

詳しくは次の通りです。

記

☐応募資格

応募資格の年齢条件はございませんが、選考当該年度までの年会費を納めていることを要件とし年齢制限は設けない。

☐選考対象者

次ページの学術研究奨励賞・臨床奨励賞および学生奨励賞における選考基準申し合わせを参照
『学術研究奨励賞』

令和4年1月1日から令和7年12月31日までの3年間に国内外の歯科医学および関連する領域の権威ある学術雑誌の掲載された原著論文の筆頭著者とします。

『臨床奨励賞』

歯科雑誌への症例発表(筆頭著者)や講演会演者、スタディーグループの創設やグループ内など広く臨床での業績が著しいと認められる方。

☐選考は各1名

☐応募手続き

申請書は同窓会事務局へご請求ください。申請書に必要な事項を記入し、応募論文(もしくはそれに準じるもの)の別刷1部とそのコピー1部を下記の送付先へ簡易書留あるいはそれに準じた記録が残る郵送方法でお送り下さい。

特に臨床奨励賞に関してはその業績が分かるものを詳しく記入して下さい。

締め切り日は令和8年3月31日です。尚、別刷含む応募書類は返却しませんので、ご了承下さい。

応募先および
問い合わせ先

奥羽大学歯学部同窓会事務局学術奨励賞係

〒963-8041 福島県郡山市富田町字三角堂31-1

TEL.024-939-0530 FAX.024-935-7420

E-mail. kaiseikai@ohu-doso.gr.jp

☐受賞者の発表

受賞者の発表は、令和8年度の奥羽大学歯学部同窓会評議員会・定時総会にて行う予定です。

学術研究奨励賞・臨床奨励賞および 学生奨励賞における選考基準申し合わせ

本申し合わせは、奥羽大学歯学部同窓会規約の学術研究奨励賞・臨床奨励賞および学生奨励賞選考に関わる選考委員会に関する規定第2条（選考対象）および第7条（選考基準）を実施するに際し、運用上の詳細を定めたものである。

1、選考対象者について

- 1) 『学術研究奨励賞』『臨床奨励賞』『学生奨励賞』について、同一賞に受賞歴がある場合は再選できない。
- 2) 『学術研究奨励賞』の選考対象者は、選考委員会における学識（学内）委員からの推薦とし、推薦がない場合には、選考対象とならない。また、推薦該当者がいない場合は、「選考対象なし」とする。
- 3) 『臨床奨励賞』は自薦、他薦の有無を問わず、選考対象とする。
- 4) 『学生奨励賞』の選考対象者は、選考委員会における学識（学内）委員からの推薦とし、推薦がない場合は選考対象とならない。また、推薦該当者がいない場合は「選考対象なし」とする。
- 5) 『学生奨励賞』の選考対象者は、1つの発表につき1名（筆頭発表者）とする。
- 6) 同窓会執行部役員および学術部員は選考対象とならない。

2、選考基準について

（学術研究奨励賞）

- 1) 『学術研究奨励賞』における論文は、すでに発行されたもの（In printing、Accept を含み、その場合掲載証明書（写しでも可）を添付）であり、投稿中のものは含まない。
- 2) 『学術研究奨励賞』における論文は、大学院博士課程において作成された論文でも選考対象とする。
- 3) 『学術研究奨励賞』における論文は権威ある学術誌とするが、「査読あり」論文とし、インパクトファクターの有無は問わない。
- 4) 『学術研究奨励賞』における論文は、和文・英文の別は問わないが、英文の場合、申請時に和文要約を添付することとする。
- 5) 論文の内容については、学術研究奨励賞・臨床奨励賞および学生奨励賞選考に関わる選考委員会に関する規定の第9条第1項の定めに従うこととする。

（臨床奨励賞）

- 1) 『臨床奨励賞』における選考基準は下記要件のいずれか1つ以上を満たし、その内容が受賞にあたいするものであること。
 - ・国内外の医学・歯科医学に限らず、自然科学・社会科学系学会誌、学術誌・商業誌に筆頭著者として論文掲載され、その内容が確認できるもの。和文・英文の別は問わないが、英文の場合、申請時には和文要約を添付すること。
 - ・歯科医師としての特筆すべき医療活動、社会貢献活動をおこない、その内容が新聞・雑誌（雑誌の形式は問わない）で紹介されていること。
 - ・学会やスタディーグループにおいて、中心的な活動を行っており、その内容が学会誌やスタディーグループの会報等に紹介されているもの。
 - ・歯科医師会で中心的な活動を行っており、その内容が歯科医師会誌などで確認できるもの。
 - ・歯科医師として、国・地方行政・各種公的団体が主催する表彰を受賞した場合。

- ・卒業後、他大学の教職、公的研究機関の研究員等に従事し、医学・歯科医学、その他の分野における教育・研究に多大なる貢献があり、その内容を大学報・研究報告書などで確認できるもの。
- ・卒業後、行政職や公衆衛生・社会福祉分野に従事し、その活動において行政・公衆衛生・社会福祉等に多大なる貢献があり、その内容が新聞・雑誌・会報・業績集・職務歴等で確認できるもの。
- ・その他、選考委員会が受賞に該当すると認定する場合。

2) 『臨床奨励賞』においては、歯科医師としての品行、人物についても選考要素となる。

3) 活動や研究内容にあっては、学術研究奨励賞・臨床奨励賞および学生奨励賞選考に関わる選考委員会に関する規定第9条第2項の定めに従うものとする。

(学生奨励賞)

1) 在学中のカリキュラムとして認定されている研究活動において、発表を行ったもののうち、学生として優秀と思われる発表内容であるもの。

2) 複数の学生で研究し、それぞれが別の学会、研究会、カリキュラム等で発表した場合には、同一研究（セカンドパブリケーションを含む）であっても、筆頭発表者が異なれば、それぞれを対象とする。

3) 活動や研究内容にあっては、学術研究奨励賞・臨床奨励賞および学生奨励賞選考に関わる選考委員会に関する規定第9条第3項の定めに従うものとする。

奥羽大学歯学部同窓会学術奨励賞 申請書

1.学術研究奨励賞 2.臨床奨励賞 (該当するものを○で囲んで下さい)

西暦 年 月 日

フリガナ				
申請者名				印
生年月日	年	月	日	(歳)
卒業期	第 期 卒			
勤務先 または 在学先				
連絡先	住所	〒		
	電話番号			
	E-mail			
応募論文 もしくは 講演内容 など	題名			
	全著者名 研究もしくは 臨床業績目録			
	掲載雑誌			
	巻および号数		最初の頁と 最後の頁	
	発行年			